

先端設備等導入計画認定からの暴力団排除について
(お知らせ)

新宮町では、平成22年4月1日に施行した新宮町暴力団排除条例に基づき、町の公共工事、その他の町の事務又は事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げ、取り組んでおります。

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定についても、導入促進基本計画において、暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し認定しないこととしております。

このため、新宮町では、当該計画認定にあたり、申請者（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承ください。

また、申請者（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要な個人情報（法人の場合は、「役員名簿」）の提出をお願いしております。